

# 板倉町

## 認可地縁団体の手引き



令和7年9月作成

板倉町役場 総務課行政庶務係

# 目 次

- ・ 認可地縁団体の概要 . . . P 1
- ・ 認可手続きの流れ . . . P 2
- ・ 認可申請に必要な書類 . . . P 3
- ・ 認可後の手続き . . . P 4 ~ 5
- ・ 不動産に係る登記の特例制度 . . . P 6 ~ 7
- ・ 参考資料（様式等） . . . P 8 ~ 27

用語の説明
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 法 . . . 地方自治法</li><li>・ 法施行規則 . . . 地方自治法施行規則</li><li>・ 不登規則 . . . 不動産登記規則</li></ul>

# 認可地縁団体の概要

認可地縁団体とは、地方自治法等に定められた要件を満たし、一定の手続きを経て法人格を得た自治会等の地縁による団体のことをいいます。法人格を取得することで、保有資産を団体名義で不動産登記することができるようになります。

## 制度について

日常生活レベルにおいて、住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理などの地域的な共同活動を行い、地域社会において重要な役割を担っている自治会等の「地縁による団体」は、法律上はいわゆる「権利能力なき社団」として位置づけられ、これらの団体が不動産等を保有していても団体名義で不動産登記することができませんでした。このため、平成3年の地方自治法改正により、地縁による団体が一定の要件を満たす場合に、市町村の認可を受けることで法人格を取得し、団体名義で不動産登記をすることができる制度が導入されました。

現在は、認可の目的については不動産等の所有を前提としないものに見直され、令和3年から、「地域的な共同活動を円滑に行うこと」を目的として、認可を受けることができるようになりました。

## 認可できる団体

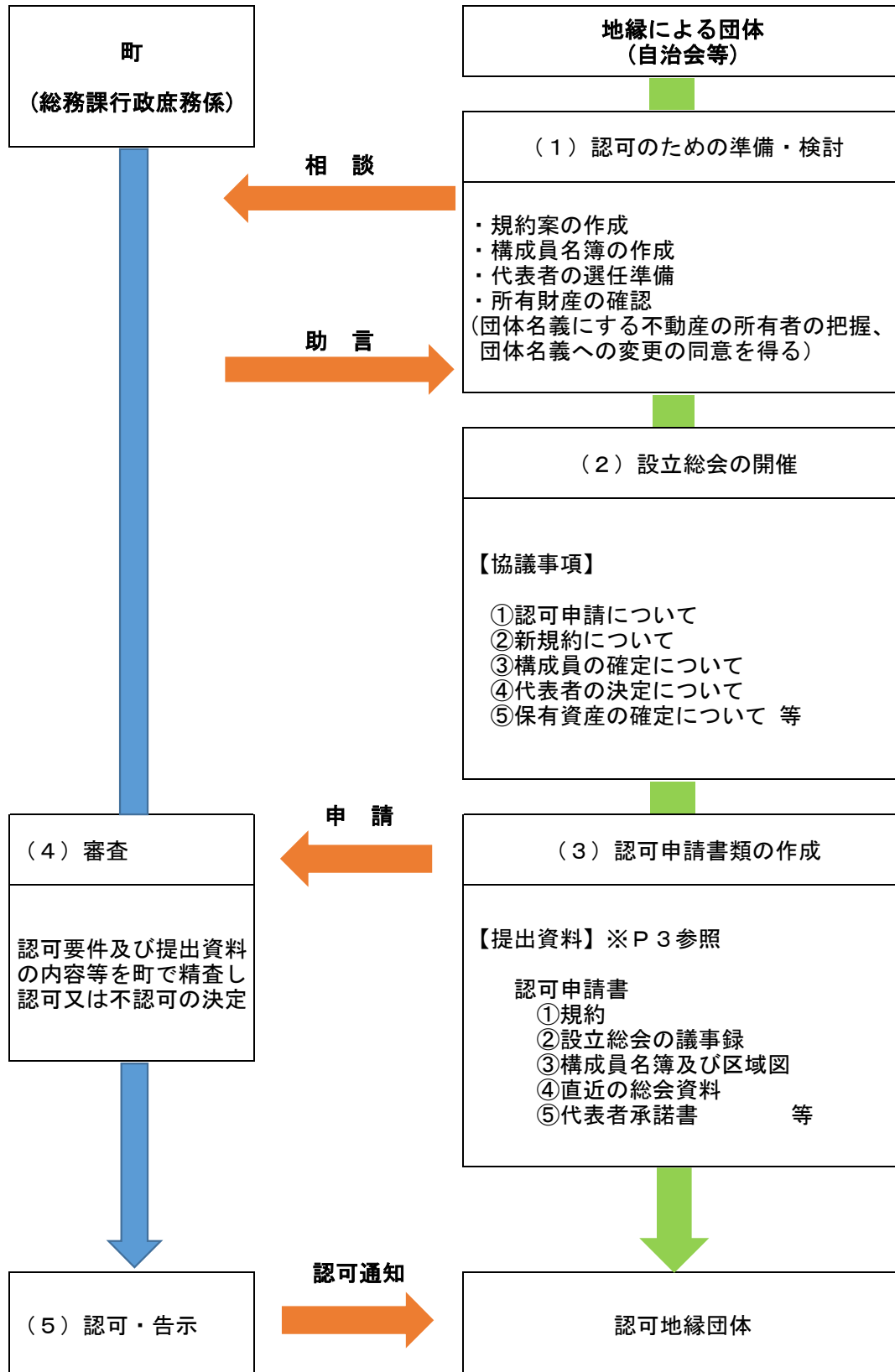
法人格付与の対象となるのは「地縁による団体」に限られるため、次のような団体は申請することができません。

- ・ 特定の目的の活動だけを行う団体  
（例：スポーツや趣味の同好会、伝統芸能保存会、環境保全団体など）
- ・ 住所以外に、「年齢」、「性別」などの加入要件がある団体  
（例：老人会、青年会、婦人会など）

◎認可を受けるための要件は、以下のとおりです。（地方自治法第260条の2）

- ①その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。
- ②その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
- ③その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることのできるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。
- ④規約を定めていること。

# 認可手続きの流れ



## 【告示事項の内容】

- ①名称 ②規約で定める目的 ③区域 ④事務所の所在地 ⑤代表者の氏名及び住所
- ⑥裁判所による職務執行の停止の有無及び職務代行者選任の有無 ⑦代理人の有無
- ⑧認可年月日

## 認可申請に必要な書類（地方自治法施行規則第18条）

地方自治法第260条の2第2項に規定する申請は、同条第1項に規定する地縁による団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該地縁による団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

	必要な書類	備 考
1	規約	○地方自治法第260条の2第3項 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。 1 目的 2 名称 3 区域 4 主たる事務所の所在地 5 構成員の資格に関する事項 6 代表者に関する事項 7 会議に関する事項 8 資産に関する事項
2	認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類 ※参考様式1（P10）	議事録の写しで議長及び議事録署名人の署名又は記名押印のあるもので差し支えない。 なお、総会には認可申請書または添付資料に明記しなければならない事項を決定しておくのが望ましい。規約、構成員、代表者、保有することとなる不動産等の資産等の決定等。
3	構成員の名簿及び区域図 ※参考様式2（P11）	市町村長は、区域に住所を有する個人のうち、相当数が現に構成員となっているかを判断する。
4	その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類	前年度の事業活動報告として総会に提出した書類など。具体的な活動内容が分かる程度の記載が必要。
5	申請者が代表者であることを証する書類 ※参考様式4・5（P13～14）	申請者を代表者に選出した旨を決定した総会議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名・押印のあるもの、及び申請者が代表者となることを受託した旨の承諾書の写しで本人の署名又は記名押印のあるもの。
6	認可申請書 ※様式1（P16）	代表者の押印については印鑑登録したものでなくてもよい。
7	不動産又は不動産に関する権利を保有している団体は保有資産目録 ※参考様式3（P12）	【名称】 名称が付されている場合には名称を記入。 ※〇〇集会所など 名称が無い場合は、不登規則113条に規定する区分を記入。 ※「住宅」、「事務所」など 【土地】 地目：不登規則99条に規定する区分 面積：不登規則100条に規定する地積 所在地：市町村内の地番（不登規則97・98条）

## 認可後の手続き

認可を受けた地縁による団体は、法的な位置づけが変わり、権利や義務を有することとなりますが、従来の自治会活動は変わりません。そのため、認可を受けた自治会と町との関係なども基本的には変わりません。

権 利	<p><b>【 団体名義での資産登記 】</b>                  不動産等の資産の登記が可能となります。ただし、登記には費用（登録免許税）がかかります。</p>
	<p><b>【 団体名義での法律行為 】</b>                  団体名義で契約等の法律行為の主体になることができます。</p>
義 務	<p><b>【 税関係の手続きと納税義務 】</b>                  法人としての納税義務が発生します。ただし、収益事業を行わない場合は、登録免許税を除き、減免の対象となる場合があります。</p>
	<p><b>【 告示事項の変更手続き 】※次ページ</b>                  代表者や主たる事務所の所在地など、告示されている内容について変更があった場合には、町へ届出が必要となります。</p>
	<p><b>【 規約の変更手続き 】※次ページ</b>                  団体の名称や区域など、規約の内容を変更する場合には、町の認可が必要となります。</p>
	<p><b>【 財産目録、構成員名簿の作成と備え置き 】</b>                  ・財産目録：認可を受けるとき及び毎年、財産目録を作成し常に主たる事務所に備え置いてください。                  ・構成員名簿：構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えてください。</p>
	<p><b>【 総会開催の義務 】</b>                  ・認可地縁団体の代表者は少なくとも毎年1回、通常総会を開催してください。</p>

不動産の登記
<p>不動産の登記については、法務局へお問い合わせください。                  なお、登記するにあたり以下の認可地縁団体の証明書が必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 告示事項証明書</li> <li>・ 印鑑登録証明書</li> </ul> <p>※交付に必要なものは次ページに記載</p> <p><b>【法務局太田支局】</b>                  住 所：太田市鳥山下町387-3 太田地方合同庁舎                  電 話：0276-32-6100</p>

## ○印鑑の登録

認可地縁団体の代表者は認可地縁団体の印鑑を登録することができます。  
(板倉町認可地縁団体印鑑規則)

・ 印鑑の登録に必要なもの

- ① 認可地縁団体印鑑登録申請書 ※様式 5 (P 20)
- ② 登録する印鑑
- ③ 代表者等の実印
- ④ 代表者等の印鑑登録証明書

・ 印鑑登録証明書の交付に必要なもの

- ① 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書 (団体印鑑を押印) ※様式 6 (P 21)
- ② 手数料 1 件 300 円 (板倉町手数料条例)

## ○告示事項証明書

認可地縁団体が不動産登記を行う際には、町長の告示に基づいて認可されたことを証明する証明書 (地縁団体台帳の写し) が必要です。(法施行規則第21条)

・ 告示事項証明書の交付に必要なもの

- ① 証明書交付請求書 ※参考様式 6 (P 15)
- ② 手数料 1 件 300 円 (板倉町手数料条例)

## ○認可地縁団体の告示事項又は規約の変更に関する手続き

認可地縁団体が、告示事項である代表者や規約を変更したときは、町長へ届出や認可が必要です。(地方自治法第260条の2第11項及び第260条の3第2項)

内 容	種 類	必要なもの
代表者の変更	告示事項変更届出	① 告示事項変更届出書 ※様式 2 (P 17) ② 代表者就任承諾書 ※参考様式 4・5 (P 13・14) ③ 代表者の変更を決議した総会資料及び議事録の写し ※議長及び議事録署名人の署名又は記名押印が必要
規約の変更	規約変更認可申請	① 規約変更認可申請書 ※様式 3 (P 18) ② 規約変更の内容及び理由を記載した書類 ③ 規約の変更を決議した総会資料及び議事録の写し ※議長及び議事録署名人の署名又は記名押印が必要

## 不動産に係る登記の特例制度

認可地縁団体名義で不動産の登記を行うにあたり、登記関係者が多数存在し、かつ所在不明になっているような場合、特例制度を利用することで、認可地縁団体が単独で登記申請を行うことができます。（地方自治法第260条の46）

### 1 要件

- ①不動産を所有していること
- ②不動産を10年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること
- ③不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて認可地縁団体の構成員であった者であること
- ④不動産の登記関係者の全部又は一部の存在が知れないこと

### 2 手続きの流れ

(1) 事前準備	書類の作成について総務課行政庶務係へご相談ください。
(2) 総会の開催	協議事項 ・ 特例適用を申請する旨の議決 ・ 申請不動産の所有に至った経緯についての議決 (保有資産(予定)目録に、申請不動産の記載がない場合)
(3) 申請	【提出書類】 ①公告申請書※様式4(P19) ②申請不動産の登記事項証明書 ③申請不動産に関し、法第260条の46第1項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類(総会議事録等) ④申請者が代表者であることを証する書類 ※認可の申請を行った際に提出したものと同様の書類。代表者の変更がある場合には、告示事項を届け出た際に提出した書類を提出。 ⑤法第260条の46第1項各号に掲げる事項を疎明するに足る資料 ※別紙のとおり
(4) 審査	要件、提出書類の内容等について審査
(5) 公告 ※3か月以上	市町村長は、当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることに異議のある者は当該市町村長に対し異議を述べるべき旨を3か月以上公告する。  【公告する事項】 ①地方自治法第260条の46第1項の申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所 ②申請書様式に記載された申請不動産に関する事項 ③申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲は、申請不動産の表題所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者であること ④異議を述べることができる期間及び方法に関する事項
(6) 情報提供	市町村長が公告をした結果、登記関係者等が異議を述べなかった場合には、認可地縁団体が不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があったものとみなされ、市町村長から公告の期間内に異議を述べなかったことを証する情報の提供を受ける。 認可地縁団体は、この情報提供の書面を含む必要資料を持参し、法務局で登記を申請することができる。

#### ※市町村長が公告をした結果、登記関係者等が異議を述べた場合

市町村長から認可地縁団体に対し、登記関係者等の氏名や住所、異議を述べた理由等が通知され、公告による手続は中止することとなります。

別 紙

公告申請書類	作成上のポイント
<p>法第260条の46第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料</p>	<p>①認可地縁団体が不動産を所有及び10年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること。          具体的には、認可地縁団体が不動産の所有又は占有している事実が記載された事業報告書等に加えて、公共料金の支払領収書、固定資産税の納税証明書、固定資産課税台帳の記載事項証明書等により疎明することが可能。</p> <p>②不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること。          具体的には、認可地縁団体の構成員名簿、市町村が保有する地縁団体台帳のほか不動産が墓地の場合には墓地の使用者名簿によることも可能。</p> <p>③不動産の登記関係者（表題所有者、所有権の登記名義人、これらの相続人）の全部又は一部の所在が知れないこと。          具体的には、以下の3つの資料が挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登記記録上の住所の属する市町村の長が、当該市町村に登記関係者の「住民票」及び「住民票の除票」が存在しないことを証明した書面</li> <li>・ 登記記録上の住所に宛てた登記関係宛の配達証明書付き郵便が不到達であった旨を証明する書面</li> <li>・ 申請不動産の所在地に係る精通者等が、登記関係者の現在の所在を知らない旨の証言を記載した書面</li> </ul>



# (参考)

## 様式集

- 地方自治法施行規則
- 板倉町認可地縁団体印鑑規則

# 参考様式 1

## 〇〇自治会総会 議事録

### 1 総会の日時及び場所

日時 令和〇年〇月〇日

場所 〇〇自治会集会所

### 2 総会の目的

令和〇年度役員選任の件及び認可地縁団体申請の件の議決

### 3 現在の会員数及び出席者数

(1) 現在の会員数 〇名

(2) 出席数 〇名（うち書面表決者〇名、表決委任者〇名）

### 4 議長〇〇〇〇氏が会長により選任され、総会の成立を宣言した。

### 5 議決事項

次の方々が役員として選任されていることを確認し、議決事項に移った。

会長 〇〇〇〇

副会長 〇〇〇〇

会計 〇〇〇〇

監査 〇〇〇〇

(1) 認可地縁団体申請の件

(2) 認可地縁団体の申請及び会長を代表者に選任する件

(3) 議事録署名人の選出

以上の(1)、(2)、(3)の事項については、出席者〇名中〇名の賛成により可決された。なお保留は〇名、反対は〇名であった。

以上、議事録として確認します。

令和〇年〇月〇日

議長 〇〇〇〇 印

議事録署名人 〇〇〇〇 印

議事録署名人 〇〇〇〇 印



# 参考様式 3

## 保有資産目録

団体の名称  
令和 年 月 日

### 1 不動産

#### (1) 所有権を有する不動産

##### ア 建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

##### イ 土地

地 目	面 積	所 在 地

### 2 不動産に関する権利等

#### (1) 所有権以外の権原により保有している不動産

権 原	不動産の種類	所 在 地

#### (2) 地域的な共同活動を行うためのその他の資産

資 産 の 種 類 及 び 数 量

## 参考様式 3

# 就 任 承 諾 書

私は、自治会の代表者に就任することを承諾いたします。

年 月 日

住 所

氏 名

印

## 参考様式 5

### 代 表 者 証 明 書

下記の者を地方自治法第260条の2第1項の規定により、認可を受けるための申請に関する代表者とすることを定めた。

代表者

住 所

年 月 日

通常総会

議 長 印

議事録署名人 印

議事録署名人 印

私儀、地方自治法第260条の2第1項の規定により、認可を受けるための申請に関する代表者となることを承諾します。

年 月 日

氏 名 印

住 所

## 参考様式 6

### 証明書交付請求書

年 月 日

板倉町長 あて

請求者 住 所  
氏 名

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第12項の規定により、告示した事項に関する証明書の交付を請求いたします。

記

- 1 団体の名称
- 2 事務所の所在地
- 3 交付請求部数 部

# 様式 1

申請書様式(第十八条関係)

何年何月何日
何市(町)(村)長あて
認可を受けようとする地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地
名 称
所在地
代表者の氏名及び住所
氏 名
住 所
認 可 申 請 書
地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。
(別添書類)
1 規約
2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
3 構成員の名簿
4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
5 申請者が代表者であることを証する書類

# 様式 2

届出書様式(第二十条関係)

何年何月何日
何市(町)(村)長あて
地縁による団体の名称及び主たる事務 所の所在地
名 称
所在地
代表者の氏名及び住所
氏 名
住 所
告 示 事 項 変 更 届 出 書
下記事項について変更があつたので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があつた旨を証する書類を添えて届け出ます。
記
1 変更があつた事項及びその内容
2 変更の年月日
3 変更の理由

# 様式 3

申請書様式(第二十二条関係)

何年何月何日
何市(町)(村)長あて
地縁による団体の名称及び主たる 事務所の所在地 名 称 所在地 代表者の氏名及び住所 氏 名 住 所
規 約 変 更 認 可 申 請 書
地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。
(別添書類)
1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

# 様式 4

申請書様式(第二十二條の二の五関係)

	何年何月何日
何市(町)(村)長あて	
	認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地
	名 称
	所在地
	代表者の氏名及び住所
	氏 名
	住 所
所有不動産の登記移転等に係る公告申請書	
<p>地方自治法第260条の46第1項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。</p>	
記	
○ 申請不動産(所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産)に関する事項	
・建物	
名 称	延 床 面 積
所 在 地	
・土地	
地 目	面 積
所 在 地	
・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所	
氏名又は名称	
住 所	
(別添書類)	
1 申請不動産の登記事項証明書	
2 申請不動産に関し、地方自治法第260条の46第1項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類	
3 申請者が代表者であることを証する書類	
4 地方自治法第260条の46第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料	

# 様式 5

別記様式第 1 号（第 4 条関係）

## 認可地縁団体印鑑登録申請書

年 月 日

板倉町長

あて

登録しようとする 認可地縁団体印鑑  	認可地縁団体の名称			
	認可地縁団体の 事務所の所在地			
	(資格) 氏名	(代表者)  印	生年 月日	年 月 日
	住 所			

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申請者  本人 住所 \_\_\_\_\_

代理人 氏名 \_\_\_\_\_

### (注意事項)

- 1 この申請は本人が自ら手続きしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録しようとしてされている認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。
- 3 氏名の次には、本町において登録されている個人の印鑑を押印し、印鑑登録証明書を添付してください。
- 4 資格（ ）の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

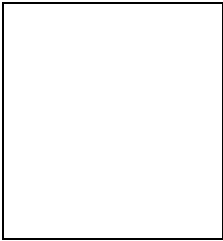
# 様式 6

別記様式第 3 号（第 7 条関係）

## 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

年 月 日

板倉町長 あて

登録されている 認可地縁団体印鑑  	認可地縁団体の名称			
	認可地縁団体の 事務所の所在地			
	(資格) 氏名	(代表者)	生年 月日	年 月 日

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書\_\_\_\_\_枚の交付を申請します。

申請者  本人 住所 \_\_\_\_\_

代理人 氏名 \_\_\_\_\_

### (注意事項)

- 1 この申請は本人が自ら手続きしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 資格（ ）の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

## ○地方自治法（抜粋）

第二百六十条の二 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

2 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。

一 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。

二 その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

三 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。

四 規約を定めていること。

3 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。

一 目的

二 名称

三 区域

四 主たる事務所の所在地

五 構成員の資格に関する事項

六 代表者に関する事項

七 会議に関する事項

八 資産に関する事項

4 第二項第二号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたつて存続している区域の現況によらなければならない。

5 市町村長は、地縁による団体が第二項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第一項の認可をしなければならない。

6 第一項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。

7 第一項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

8 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

9 認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。

10 市町村長は、第一項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があつたときも、また同様とする。

11 認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。

- 1 2 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第十項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。
- 1 3 認可地縁団体は、第十項の告示があるまでは、認可地縁団体となつたこと及び同項の規定に基づいて告示された事項をもつて第三者に対抗することができない。
- 1 4 市町村長は、認可地縁団体が第二項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつたとき、又は不正な手段により第一項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。
- 1 5 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八条の規定は、認可地縁団体に準用する。
- 1 6 認可地縁団体は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体（以下「認可地縁団体」という。）並びに）」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項中「普通法人」とあるのは「普通法人（認可地縁団体を含む。）」と、同条第二項中「除く」とあるのは「除くものとし、認可地縁団体を含む」と、同条第三項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（認可地縁団体及び）」とする。
- 1 7 認可地縁団体は、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

○地方自治法（抜粋）

第二百六十条の四十六 認可地縁団体が所有する不動産であつて表題部所有者(不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第二条第十号に規定する表題部所有者をいう。以下この項において同じ。)又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であるもの(当該認可地縁団体によつて、十年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有されているものに限る。)について、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人(以下この条において「登記関係者」という。)の全部又は一部の所在が知れない場合において、当該認可地縁団体が当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該認可地縁団体は、総務省令で定めるところにより、当該不動産に係る次項の公告を求める旨を市町村長に申請することができる。この場合において、当該申請を行う認可地縁団体は、次の各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料を添付しなければならない。

- 一 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
- 二 当該認可地縁団体が当該不動産を十年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有していること。
- 三 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であること。
- 四 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。

2 市町村長は、前項の申請を受けた場合において、当該申請を相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該申請を行つた認可地縁団体が同項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者(次項から第五項までにおいて「登記関係者等」という。)は、当該市町村長に対し異議を述べるべき旨を公告するものとする。この場合において、公告の期間は、三月を下つてはならない。

3 前項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べなかつたときは、第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて当該公告に係る登記関係者の承諾があつたものとみなす。

4 市町村長は、前項の規定により第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があつたものとみなされた場合には、総務省令で定めるところにより、当該市町村長が第二項の規定による公告をしたこと及び登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかつたことを証する情報を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に提供するものとする。

5 第二項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、市町村長は、総務省令で定めるところにより、その旨及びその内容を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に通知するものとする。

## 地方自治法施行規則（抜粋）

第十八条 地方自治法第二百六十条の二第二項に規定する申請は、同条第一項に規定する地縁による団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該地縁による団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

一 規約

二 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

三 構成員の名簿

四 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

五 申請者が代表者であることを証する書類

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

第二十条 地方自治法第二百六十条の二第十一項に規定する届出は、認可地縁団体の代表者が、届出書に告示された事項に変更があつた旨を証する書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

2 前項の届出書の様式は、別記のとおりとする。

第二十一条 地方自治法第二百六十条の二第十二項に規定する請求は、請求者の氏名及び住所、請求に係る団体の名称及び事務所の所在地を記載した証明書交付請求書を市町村長に提出することにより行うものとする。

2 市町村長は、第十九条及び第二十二條の二の四に掲げる事項を記載した台帳を作成し、前項の請求があつたときは、末尾に原本と相違ない旨を記載した台帳の写しを交付しなければならない。

3 前項の台帳の様式は、別記のとおりとする。

第二十二条 地方自治法第二百六十条の三第二項の規定による規約の変更の認可の申請は、申請書に、規約変更の内容及び理由を記載した書類並びに当該規約変更を総会で議決したことを証する書類を添付して行わなければならない。

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

○地方自治法施行規則（抜粋）

第二十二条の二の五 地方自治法第二百六十条の四十六第一項に規定する申請は、認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- 一 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産(以下「申請不動産」という。)の登記事項証明書
  - 二 申請不動産に関し、地方自治法第二百六十条の四十六第一項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
  - 三 申請者が代表者であることを証する書類
  - 四 地方自治法第二百六十条の四十六第一項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料
- 2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

第二十二条の三 地方自治法第二百六十条の四十六第二項に規定する公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 地方自治法第二百六十条の四十六第一項の申請を行つた認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所
  - 二 前条第二項に規定する申請書の様式に記載された申請不動産に関する事項
  - 三 申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲は、申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者(以下「登記関係者等」という。)である旨
  - 四 異議を述べることができる期間及び方法に関する事項
- 2 前項の公告に係る登記関係者等が異議を述べようとするときは、異議を述べる旨及びその内容を記載した申出書に申請不動産の登記事項証明書、住民票の写しその他の市町村長が必要と認める書類を添えて行うものとする。
- 3 前項の申出書の様式は、別記のとおりとする。

第二十二条の四 地方自治法第二百六十条の四十六第四項に規定する証する情報の提供は、前条第一項第二号に掲げる申請不動産に関する事項その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

- 2 前項の書面の様式は、別記のとおりとする。

第二十二条の五 地方自治法第二百六十条の四十六第五項に規定する通知は、第二十二条の三第二項の規定による異議の内容その他必要な事項を記載した通知書により行うものとする。

- 2 前項の通知書の様式は、別記のとおりとする。

## ○不動産登記規則（抜粋）

### (地番区域)

第九十七条 地番区域は、市、区、町、村、字又はこれに準ずる地域をもって定めるものとする。

### (地番)

第九十八条 地番は、地番区域ごとに起番して定めるものとする。

2 地番は、土地の位置が分かりやすいものとなるように定めるものとする。

### (地目)

第九十九条 地目は、土地の主な用途により、田、畑、宅地、学校用地、鉄道用地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び雑種地に区分して定めるものとする。

### (地積)

第百条 地積は、水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、一平方メートルの百分の一(宅地及び鉱泉地以外の土地で十平方メートルを超えるものについては、一平方メートル)未満の端数は、切り捨てる。

### (建物の種類)

第百十三条 建物の種類は、建物の主な用途により、居宅、店舗、寄宿舍、共同住宅、事務所、旅館、料理店、工場、倉庫、車庫、発電所及び変電所に区分して定め、これらの区分に該当しない建物については、これに準じて定めるものとする。

2 建物の主な用途が二以上の場合には、当該二以上の用途により建物の種類を定めるものとする。



認可地縁団体における手続きを行う際は、  
事前に、板倉町役場総務課行政庶務係へ  
ご相談ください。

電話：0276-82-6122（直通）